

アルケイアー記録・情報・歴史  
第四号 二〇一〇年三月 一―三〇頁  
南山大学史料室

アメリカ高等教育におけるアクレディテーション  
の展開と戦後日本における米兵教育

―南山大学インターナショナル・デイヴィジョンに関連して―

林 雅代

The Development of Accreditation in American Higher Education  
and Education of American Military Personnel in Postwar Japan

HAYASHI Masayo

*archeia: documents, information and history*

No.4 March, 2010 pp.1-30

Nanzan University Archives

## アメリカ高等教育におけるアクレディテーションの展開と 戦後日本における米兵教育

—南山大学インターナショナル・デイヴィジョンに関連して—

林 雅代

はじめに

筆者は、南山大学インターナショナル・デイヴィジョン（以下ID）に関するこれまでの研究の中で、アメリカ国外の教育機関で学ぶ米兵や退役軍人学生にとって、その教育機関がアメリカ高等教育の基準で認証されているということが、帰国後の編入学・転学（Transfer）などの際に必要不可欠であったため、IDにとってアクレディテーションが重大な問題であったということを明らかにしてきた。これに関して、IDが、アメリカカトリック大学とのアフィリエイトションを模索したり、退役軍人管理局（Veterans' Administration）からの認定を得るなどのことを行った過程を分析した。また、IDのアクレディテーション問題の背景には、アメリカ合衆国においても、当時、GIビルによる高等教育進学者急増という状況への対応として、アクレディテーション・システムの確立の進展があったと考

えられる。そのため、IDにとっては、アクレディテーションが必要不可欠であり、日本のアクレディテーション団体によるアクレディテーションもまた追求されるべきものでもあったと思われる。ゆえに、日本の戦後高等教育改革の一環として大学基準協会が設置されるといふ動き（一九四七年）の背景には、同じ時期のアメリカ合衆国でのアクレディテーション・システムの確立という動きの存在が、何らかの関係を持っていたのではないかとの仮説を得た。<sup>(1)</sup>

一九九一年代の大学設置基準の大綱化や、近年の高等教育の国際化の進展に伴い、アクレディテーションに関する学術的な関心が高まってきている。しかしながら、アクレディテーションのおこりや、大学基準協会の設立当時のアメリカ合衆国でのアクレディテーションの状況については、先行研究は非常に限られている。それらの研究では、開始された頃のアクレディテーションは、現在のアクレディテーションとは大きく異なるものであったが、特に第二次世界大戦の経験を通じて、大きく進展を遂げたことが指摘されている。<sup>(2)</sup> また、大学基準協会設立時、アメリカのアクレディテーション・システムは、今日考えられているようなものがすでに全米で十分に確立していたわけではなく、民間団体による質的な評価という大学基準協会において実現された方式は、当時のアメリカでも最新のものであったとの指摘もなされている。<sup>(3)</sup> 占領期の高等教育改革にとって、一九四〇年代から一九五〇年代にかけてのアメリカにおけるアクレディテーションの進展は、重要な影響を与えた可能性があるのである。

ごく例外的な実践ながら、アメリカ合衆国内でアクレディテーションが進展したのと同時期に、日本国内でも、その影響のもとで、アクレディテーションが重要な意味をもった教育実践があった。それが、IDである。そのため、IDは、それをめぐって生じたさまざまな問題や、その開設に始まり、その終焉に至るプロセスは、単なる個別の教育機関における特殊なエピソードという次元を超えて、同時期のアメリカ合衆国におけるアクレディテーション問

題の展開およびその日本の高等教育への影響について明らかにするための、重要な手がかりを与える事例であると考えられる。

本稿は、米軍駐留期のIDの状況をふまえつつ、その背景にあるアメリカのアクレディテーションをめぐる諸問題について考察したいと思う。具体的には、以下のことがらを課題として検討したい。第一に、アメリカではアクレディテーションは、どのように成立してきたのか。第二に、特にGIビルとの関わりで、アクレディテーション・システムはどのように進展したか。第三に、アメリカのアクレディテーション・システムと日本のそれとは、どのような接点が存在したか。以上の検討により、アメリカにおけるアクレディテーション問題の日本の高等教育への影響について説明する試みの一端としたい。

## 一 アメリカ合衆国におけるアクレディテーションの展開と学生の移動

先行研究によれば、アメリカ合衆国におけるアクレディテーションは、高等教育機関による中等教育機関に対するものとして始まり、その後高等教育機関が相互に行うものへと変化していったことが明らかとなっている。<sup>(4)</sup>ここでは、このような展開が起こった背景や、アクレディテーションが果たしていた機能について検討してみたい。このことは、戦後日本における米兵教育の実施に際して、アクレディテーションが重要な意味を持っていたことについての理解を助けるものとなるであろう。

教育に対する政府の統制が全体としては非常に緩やかであったアメリカ合衆国では、雑多な教育機関が乱立する傾向があった。それに加えて、実学志向の強さが、教育機関や教育内容の多様性をもたらし、教育の水準の低下を

もたらず傾向があった。一九世紀後半には、多くのカレッジが収入拡大のため、予科を設けて中等学校と区別できないような教育を行うようになったことや、ドイツの大学の影響のもとで大学院が発達してきたことによって、カレッジと名乗る教育機関をめぐる混乱に、いつそう拍車がかかった。このような状況の中で、アクレディテーションが発達したのである。<sup>(5)</sup>

州の教育統制の権限が例外的に強いニューヨーク州では、一八世紀末、州政府が州内の高等教育機関を監査し、学位授与やカレッジと名乗ることを許可するというシステムが成立した。また、一八七一年には、ミシガン大学の委員会が州内の中等教育機関を訪問し、その教育実践の検討によって、その中等教育機関を認定しリストすると、その学校の卒業生は校長の推薦により無試験でミシガン大学に入学できるというシステムを導入した。一八八五年には、東部で、中等教育と高等教育の関係を調整する目的で、ニューイングランド・カレッジ・中等学校連盟 (New England Association of Colleges and Secondary Schools) が成立、それにならって一八九五年、中北部カレッジ・中等学校連盟 (North Central Association of Colleges and Secondary Schools) が結成されるなどの動きが起こった。<sup>(6)</sup>

こうした動きは、カレッジと中等学校の定義や、カレッジへの入学基準などを明確にすることで、中等教育と高等教育の接続関係を各地域で確立するものであった。また、この時期には交通機関も発達し、学生・生徒が広範囲にわたって、教育機関間を移動するようになり、ある機関で取得した単位を別の機関で認められることを求めるようになったことも、背景の一つとして挙げられよう。<sup>(7)</sup> こうして、アクレディテーション・システムが導入されることにより、アメリカ合衆国の広範囲にわたって、中等教育の標準化が促進されたのである。

一方、一九世紀に入り、専門職の組織的な訓練が行われ始めると、医学分野を嚆矢として、専門職別のアクレディテーションが行われるようになった。一八四七年には、アメリカ医師連盟 (American Medical Association: AMA)

が結成され、一九世紀末から二〇世紀初頭にかけて、医学校の改革が進むとともに、アクレディテーションが実施され、質の低い医学校が閉鎖された。同様の動きは、法学、教員養成などの分野でも起こり、アクレディテーションを行う専門分野は増えていった。<sup>8)</sup>

中等教育機関を中心としたアクレディテーションと、専門職別のアクレディテーションが展開する中で、カレッジに対する全国的なアクレディテーションも起こり始めるようになった。その一つは、一九〇五年のカーネギー教育振興財団 (Carnegie Foundation for the Advancement of Teaching) の創設である。財団創設の最初の目的は、カレッジの教授に対して退職金を支給することであり、「カレッジ」を定義する必要性が生じたのである。その定義とは、専任の教授六名で、四年間のリベラル・アーツ・アンド・サイエンスのコース、四年以上の中高等教育経験を入学資格とし、一定の基金を有すること、というものであった。<sup>9)</sup>

また、大学院教育のニーズが高まると、代表的なユニヴァーシティの関係者の間で、高位の学位の志願者の入学条件の共通化によって、大学院生の転学を解決することなどが議論され、一九〇〇年にアメリカ大学連盟 (Association of American Universities: A A U) が結成された。当時、アメリカから殺到する留学生の質に疑念を抱いたベルリン大学やその他のドイツの大学が、A A U加盟の大学の学生以外は受け入れないと表明するなど、A A Uの影響力は大きくなった。A A Uは一九〇九年、カレッジの標準化についての特別委員会の報告書を承認し、一九一四年に最初の認定カレッジのリストを公表した。<sup>10)</sup> 二で述べるように、A A Uはのちにアクレディテーションを停止するに至るが、リスト公表は、連邦政府によるアクレディテーションの動きを受けてのものでもあった。

すなわち、一八六七年に発足した連邦政府の教育局 (Department of Education、のちに Office of Education) では、教育機関の統計に関する情報を収集する作業の中で、高等教育に関して、ユニヴァーシティやカレッジの定義と分

類が必要となっていた。また、AAU加盟の大学院に入学する資格をどのカレッジの卒業生に与えるかが問題となっていたため、一九一三年、各カレッジの卒業生の大学院での成績を基準に、カレッジの分類を行った。このリストが事前に漏れて批判を浴びたため、当時のタフト大統領はリストの回収を命じ、また後継のウィルソン大統領も事態の収拾に努めたが失敗に終わった。以後、一九一七年より、教育局は、アクレディテーション団体によって認定されている高等教育機関を記載した、*Accredited Higher Education* の刊行を四年ごとに行い、一九六四年版まで継続することで、自らアクレディテーションを行わないという姿勢を取った。

このほか、一九〇五年、中北部カレッジ・中等学校連盟がカレッジに対する査察を開始し、アクレディットされたカレッジのリストを公表した。この動きは、他の地域にも急速に広まり、地域別の団体がアクレディテーションを実施するようになった。

地域別のアクレディテーション団体は当初、大学入学許可条件によってカレッジの質を判定していたが、やがて基金や図書館の蔵書数、学科数、卒業用件など、カレッジ自体の最低基準を重視するようになった。そのため、初期のアクレディテーションでは、入学基準とカレッジとしての最低基準が維持されていることが、焦点となっていた。それらが一定の水準に保たれていることをもって、リストされているカレッジ同士の等価性が保証されるというものであったのである。

ところで、アクレディテーションの動きが全米に広がった一九世紀末、イエズス会の経営するカレッジの学士号を、新たな入学判定基準を採用したハーバード大学ロースクールが認めないという措置を取ったことや、一八九八年の調査で、ほとんどのカトリックのカレッジ学生は、カトリックではない教育機関に入学しているということが、カトリック高等教育関係者に大きな衝撃を与えた。専門的な職業教育やアカデミックな資格や社会的な成功のため

の機会を求めるカトリックの学生は、カトリックではない教育を選んでいたのである。<sup>14</sup>同時に、どの教育機関が「カレッジ」と呼ばれるにふさわしいかという問題が起こっていたのは、カトリックの教育機関においても同様であった。こうしたカトリック教育の危機に際して、アメリカの司教たちによって一八八七年に当初大学院大学として設立されたアメリカカトリック大学は、アフリーエートしている教育機関については、入学試験なしにアメリカカトリック大学に受け入れるという、ミシガン大学によるアクレディテーション・システムと同様の方針を採用し、カトリックのカレッジと大学院の接続関係を調整するとともに、これを通じてカトリックのカレッジのレベルの向上を図ろうとした。<sup>15</sup>南山大学IDで取得した単位が、アメリカのカレッジへの編入時に認定されるのかという問題への対応として、アメリカカトリック大学とのアフリーエーションが追求されたのは、一九世紀末のアメリカのカトリック教育が経験していたのとある種同様の問題をIDが経験していたためであろう。<sup>16</sup>アメリカカトリック大学の「アフリーエーション」とは、「アクレディテーション」と同義であり、カトリックという共通の目的のもとで、教育機関として適切に維持されるための最低限の要件を求めるというものであった。<sup>17</sup>

このように、アクレディテーションは、一九世紀後半のアメリカ合衆国において、水準も教育内容も多様な教育機関が増加し、また上位の教育機関への進学者が増える中で、また広範囲にわたる学生の移動という現象が生じる中で、中等教育・カレッジ・大学院の間の入学基準を整備するというところから始まり、その段階の教育機関としての最低限の基準を備えているかどうかを求めるものとして機能した。そこでは、入学基準や学位の水準から見て、同じレベルの教育機関としての等価性が重要視されたのである。州政府や地域別の教育機関の団体、専門職団体の他、高等教育機関自体がアクレディテーションの主体となるケースも存在した。このように、カレッジについての全米的な基準が求められるようになったが、連邦政府がアクレディテーション主体となることはなかった。



二〇世紀に入ると、G I ビルの実施により、アクレディテーションは新たな段階を迎えることになる。次にそのことを見てみることにしよう。

## 二 アクレディテーションの進展とG I ビル

先行研究でも指摘されているように、地域ごとのアクレディテーション団体を中心としたアクレディテーションが全米に広がっていった大きな要因として、第二次世界大戦G I ビル (Serviceman's Readjustment Act of 1944<sup>23)</sup> PL78-346)、および朝鮮戦争G I ビル (Veteran's Readjustment Act of 1952<sup>24)</sup> PL82-550) の実施が挙げられる<sup>25)</sup>。それは、これらの法律が適用されるべき教育機関に対して、アクレディットされていることを要求するものであったためである。一で見たようなアクレディテーションの展開が、連邦政府の軍事的な必要とどのように結びつき、アクレディテーションの進展につながっていったかを、見ていこう。

一九一〇年代から、連邦政府がアクレディットされた高等教育機関のリストを公開するようになっていたことについては、すでに一で述べた。サンダーズ (Jennings B. Sanders) によると、こうした動きと関連して、第一次世界大戦勃発の一九一四年、連邦戦争省 (War Department) は、陸軍士官学校 (US Military Academy) への入学候補者に対する知能検査を、条件に合致した教育機関ですでに学んだ者については免除するとし、連邦教育局はこれに応じて、条件に合致する教育機関を選定するため、高等教育専門家を召集した。その結果、陸軍士官学校によってアクレディットされた、三五〇の教育機関のリストが作成された。ウィルソン大統領がカレッジのリストの回収に失敗した後まもなく、連邦教育局は、全米規模でのユニヴァーシティやカレッジの分類に関して適否を議論する委員会

を、地域別のアクレディテーション団体やAAUその他の高等教育機関の団体、および専門職のアクレディテーション団体であるAMAなどからの代表者によって構成した。この委員会は、一九一五年、高等教育機関の基準についての検討において、教育局との協力のもと、高等教育についての統計に関する恒常的な委員会となった（Committee Representing the Association of Higher Educational Institutions: 高等教育機関協会代表者委員会）。委員会は、先の教育局によるリスト作成の試みについて検討して、学士号の価値を基準とした分類の継続は望ましくないと結論づけ、その代わりに、カレッジやユニヴァーシティの資源や設備、教育上および運営上の効率性を明らかにする批判的検討の続きを推進した。これにより、教育局は、従来どおりの教育統計を収集する機関に戻り、高等教育機関の質についての判断を行わない機関となる方向性が敷かれた<sup>(19)</sup>。

とはいえ、この委員会の作業における教育局の役割は重要であり、教育局の高等教育専門官であったサミュエル・ケイペン（Samuel P. Capen）によって書かれた委員会の報告書には、リベラルアーツ・カレッジについての一三の基準が示されていた。それは、カレッジの収入、学部の数、教員数、教員の授業負担数、入学・卒業の基準、授業形態、図書館や実験室の設備などが含まれていた<sup>(20)</sup>。どのような教育機関をカレッジとみなすかについての、全米規模での一定の数量的な基準が示されたのである。

高等教育機関協会代表者委員会との関連性は明らかではないものの、ケイペンを初代の会長として、一九一八年、アメリカ教育協議会（American Council on Education: ACE）が組織された。ACEでは、全米州立大学連盟（National Association of State Universities: NASU）等による、カレッジと中等学校の基準に関する全国委員会（National Conference Committee on Standards of Colleges and Secondary Schools）の活動を受け継いで、一九二一年にカレッジ基準委員会（Committee on College Standards）を設置した。この委員会は、一九二三年、カレッジのアクレディテーシ

ヨンについて、入学、卒業、教員、収入、施設設備、予科、教育内容、査察という八つの基準を採択した。だが、こうしたカレッジについての数量的な基準に対する批判が相次ぎ、カレッジ基準委員会は、一九三五年、基準を廃棄した。<sup>(21)</sup>

一九三八年、N A S U 等によるアクレディテーション共同委員会 (Joint Committee on Accrediting) が結成され、アクレディテーションに対する批判を強める中、それに対して、A C E は、一九四〇年の会議において、すべてのアクレディテーション団体が用いることのできる統一的な質問紙やアクレディテーション計画を、A C E のアクレディテーション手続き研究委員会 (Committee on the Study of Accrediting Procedures) が開発するよう、決議した。<sup>(22)</sup>

第二次世界大戦の勃発により、アクレディテーションに対する関心は一時的に薄れたものの、大戦が終結すると、アクレディテーションの有効性をめぐって、新たな疑問がわき起こった。

第二次世界大戦 G I ビルの実施に当たり、退役軍人が学ぶ教育機関として、アクレディテーション団体によるアクレディテーションを受けた教育機関に限られることとなった。授業料等の補助金は、退役軍人管理局から退役軍人学生に対して支払われるのではなく、局から教育機関に支払われるという形を取ったことにより、アクレディットされることが教育機関にとって重要な意味を持つことになった。<sup>(23)</sup>

ところが、第二次世界大戦 G I ビルの補助金は、各教育機関に支払われるという形態を取っていたことにより、教育機関が教育にあまり直接関連のないことがらも授業料等に加えて請求するなど問題が生じた。<sup>(24)</sup> 補助金の不正受給は、しばしばアクレディテーション団体によって認定されていない教育機関において起こっていた。<sup>(25)</sup> また、退役軍人学生に対する教育・訓練を提供する機関には、実際かなりいい加減なものも多かったらしく、退役軍人学生からの苦情が数多く訴えられている。<sup>(26)</sup> そのため、一九五二年の朝鮮戦争 G I ビルの制定に際しては、第二次世界大戦

G Iビルの実施状況について調査され、補助金は教育機関ではなく、退役軍人学生に直接支払われる形へと改められたのである。<sup>(27)</sup>

こうして、高等教育機関にとって、アクレディテーション問題は、導入の是非や数量的あるいは質的なアクレディテーションかというものから、むしろアクレディテーションの実施を前提に、適正なアクレディテーション団体のある方やアクレディテーションを通じた教育の質保証についてへと、焦点がシフトしていった。そして、その点において、連邦政府が一定の役割を果たすようになったのである。

一九四五年から一九四六年にかけて、AAUはアクレディテーションを大学院にも拡大しようと試みたが、これに対して激しい攻撃が加えられ、結果、AAUは一九四八年、すべてのアクレディテーションを停止するに至ったものの、連邦教育局にアクレディテーションを要望し続けていた。<sup>(28)</sup>

一方、ACEのアクレディテーション手続き委員会(Committee on Accrediting Procedures)は、「アクレディテーション団体の認定に関する基準(Criteria for Recognition of Accrediting Agencies)」の声明を発表した。これは、連邦教育局が刊行する*Accredited Higher Institutions*の一九四八年版に掲載されているが、そこにはアクレディテーション団体の急増により、そうした新たな団体を認定する必要性が生じたためと説明されている。<sup>(29)</sup> 実際、アクレディテーション団体は、地域別団体だけでなく、専門職別団体も増加していた。専門職別団体の数は一九二八年の五団体から、一九四四年までには二二団体に増加した。<sup>(30)</sup> 同じ一九四八年版のACEが刊行する*American Universities and Colleges: A Handbook of Higher Education*には、個々の高等教育機関について、どのアクレディテーション団体によってアクレディットされているかの情報が加えられるようになった。

そうした中、連邦政府は、個々の大学をアクレディットすることは行わないが、アクレディテーション団体自体

を公認するという権限が、朝鮮戦争G Iビルの成立により確立した<sup>(31)</sup>。この権限によって、連邦教育局は、公認の基準と公認団体を一九五二年一〇月四日付の *Federal Register* で公表しているが、その基準は一九四八年版の連邦教育局の刊行物 *Accredited Higher Institutions* に掲載されたACEの基準を含んでいる。これにより、退役軍人たちは、教育機関で提供される教育訓練の質が信頼できるものであることを判断できるようになったのである<sup>(32)</sup>。

また、第二次大戦後には、退役軍人に対して、兵役における教育経験で民間教育のカリキュラムに対応するものについては、民間教育の専門家によって、単位として認定するべきだという意見が高まり、一九四五年に民間教育機関と地域別アクレディテーション団体の要求に応じて、ACEは軍務経験のアクレディテーションに関する委員会 (Commission on Accreditation on Service Experience) を設立した。これは、民間教育機関が、入学してくる退役軍人学生の兵役での教育経験を単位に読み替えるための指針として、軍務上の教育プログラムを評価するものであった。タトルガイドと呼ばれるこのガイドは、朝鮮戦争G Iビル実施に際して、一九五四年に改訂された<sup>(33)</sup>。

G Iビルの実施をめくって、連邦教育局がアクレディテーションのあり方に関与するようになってきたこと、アクレディテーションを公的な機関が行うべきか、それとも民間で行うべきか、アクレディテーションのあり方をめぐる論議が高まった<sup>(34)</sup>。

N A S U などによるアクレディテーション共同委員会は、一九四九年、アクレディテーション全国委員会 (National Commission on Accrediting) に改組され、特に専門職別アクレディテーション団体に対して、批判を展開した。しかし、この委員会のアクレディテーション団体に対する介入が反発を受けるなどして、委員会の活動は混乱を極めた。にもかかわらず、委員会は、専門職別アクレディテーション団体に対して、一定の基準を要求したり、地域別アクレディテーション団体に協力を求めるなどして、アクレディテーションの全国的な統一に貢献した<sup>(35)</sup>。委員会は、アク

レディテーションの実施状況などについて情報収集を行うとともに、一九五七年に採択した「アクレディテーション団体の認定に関する基準 (Criteria for Recognized Accrediting Agencies) を採択し、それに従ってアクレディテーション団体を認定するようになった。<sup>(36)</sup>このように、連邦教育局によるアクレディテーション団体の公認とは別に、ACEやNASUがアクレディテーション団体の認定において、一定の役割を果たすようになった。

なお、GIビルの実施に当たって、一九四八年には法の修正が行われ、退役軍人管理局が認定した海外の教育機関でも、GIビルが適用されるようになった。一九四九年に発行されたリストには、上智大学を含む日本のいくつかの高等教育機関も含まれている。<sup>(37)</sup>上智大学国際部は、第二次世界大戦GIビルおよび朝鮮戦争GIビルの認可を受けていた。<sup>(38)</sup>ただし、三で見えるように、上智大学国際部にしろ、南山大学IDにしろ、その教育対象の中心は、退役軍人学生ではなく、現役の軍人、とりわけ空軍兵であった。

とはいえ、GIビルのありようは、これら海外の教育機関にとっても、アクレディテーションに関して、一定の影響をもつたように思われる。それは、退役軍人学生に対する補助金の対象となるのは、アメリカ合衆国にある学校によって提供されているコースに対応したのみであったという点である。<sup>(39)</sup>また、GIビル適用の決定は、アメリカのアクレディットされた大学との入学基準の等価性を有するという観点において、なされていたのである。<sup>(40)</sup>

アメリカ合衆国におけるアクレディテーションは、入学基準や学位の等価性を保証するというものから、教育機関の内実の等価性を問うものへと、変容していった。また、教育機関の内実に関しては、数量的な基準なのか質的な基準なのかをめぐり、議論が生じた。それに加えて、アクレディテーションを行うことそのものについての論議も起こったが、第二次世界大戦以降のGIビルの実施を通じて、アクレディテーションを行うこと自体は所与のものとなり、どのようなアクレディテーション団体が行うのか、アクレディテーション団体のあり方の適否などが問

われるようになっていった。戦後、日本の教育機関で米兵の教育が行なわれる際には、アクレディテーションがアメリカの高等教育機関との等価性を保証するものとして、その教育実践に一定の影響を与えたのである。

### 三 戦後日本における米兵の教育とアクレディテーション

GIビルは、直接的に、ないしは退役軍人学生を通じて間接的に、連邦政府の補助金を高等教育機関に与えることによって、アクレディテーションを進展させた。また、このほか、軍が学費を負担し一般の大学で学ばせることで将校を養成する、予備役将校訓練部隊プログラム（Reserve Officer's Training Corps：ROTC）スカラシップの誕生（一九四六年）も、連邦政府と高等教育機関との関係を進化させた<sup>(4)</sup>。しかし、これら以外にも、現役の軍人の教育の必要性が、高等教育機関にさらなる影響を与えたのではないかと考えられる。

このことが顕著であったのは、アメリカ空軍においてであった。空軍は、一九四七年の「国家安全保障法」(National Security Act of 1947)の制定により、新設された。それまで、陸軍航空軍として、第二次世界大戦期を通じて組織的な拡大を見、実質的に空軍として存在していたが、これが正式に独立したのは一九四七年のことであった<sup>(5)</sup>。陸軍航空部隊は、第二次世界大戦中に拡大し、その拡大に対応して、将校になるための学歴資格が数度にわたり引き下げられた。戦後にそのまま正規将校に編入された者の多くは、学業を途中で放棄していた。陸軍や海軍では、ROTC出身の予備将校によってこれを補うことができたが、新設の空軍にはこれが可能ではなかった。一九四八年七月時点で、学士号を持つ正規将校の割合は、陸軍が七二%、海軍が七五%であったのに対して、空軍では四一%に過ぎなかった。こうした状況に対して、一九四六年に連邦議会が認められた一般大学に委託する制度によって、空軍



将校が一般大学の学生として学士号取得のために派遣されたのである。このほか、各軍とも、将校・下士官に対して、課外時間を利用して付近の大学で学ぶことを奨励したり、通信講座（Armed Forces Institute）で大学レベルの学習を行うこと、メリーランド大学（University of Maryland）や、その他の大学の通信教育講座を受講することも行われた。<sup>43</sup> こうした兵士の教育を民間の高等教育機関で行うことにもっとも積極的であったのが、空軍であったのである。軍の側からすれば、冷戦下、兵士の教育水準を向上させることは必要不可欠であると考えられたであろう。第二次大戦のために徴兵され、その後も引き続き軍務に就いた兵士の側からすれば、除隊した者に与えられるような教育訓練の機会を、軍務にあっても提供されることは、望ましいことであったと思われる。

こうした兵士側のニーズのあり方は、民間の教育機関による教育機会についての情報を、空軍兵士に提供したパンフレットにも見て取れる。それによれば、米兵への教育機会の提供は、次のように論じられている。「第二次世界大戦の終結時、新たな責任がアメリカの教育に生まれたことが明らかになった。その責任とは、軍務に当たる者に対して、継続的な教育の機会を提供することであった。軍務に当たる若い男女の多くが、国に奉仕するため、自分の教育プログラムを中断した。彼らは成人であったが、さらにアカデミックな教育を必要としていたし、求めてもいた。さらなる教育は、軍務において、彼らをより価値ある存在にならしめるであろう。／アメリカのカレッジやユニバーシティが、この問題を解決できるであろうし、そうすべきであるのは明らかである。そして、第二次大戦後まもなく、いくつかの学校が軍事基地の軍関係者に対して、夜間のクラスを提供し始めた。これらのキャンパス外でのクラスには、うまく修了すれば完全に学位に必要な単位（full degree credit）を保証するものもあり、カレッジレベルの教育についての新たな概念を提供するものであった。正規課程在籍による単位（residence credit）が、キャンパスや大学図書館や通常のアカデミックな環境から離れたところでなされたカレッジワークに対して、保証



されるというものである<sup>(44)</sup>。退役軍人のみならず、継続して軍務に就く者の教育ニーズを満たすことは、国家の責務で行うべきことであり、そのために高等教育機関は対応するというのである。

このパンフレットによれば、一九五四年九月末時点で、空軍基地内やその近郊で、夜間に空軍関係者が出席するクラスを、合わせて二・四のアメリカのカレッジやユニバーシティが提供するまでに至っている。それに加えて、五〇のハイスクールや技術学校 (technical school) も、授業を提供している。また、高等教育機関キャンパスで正規課程の単位取得が可能なもの (Residence Credit on Campus: RC) がアメリカ領内では五九・六％、領外では七・六％、空軍基地で正規課程の単位取得が可能なもの (Residence Credit on the Air Force installation: BRC) がアメリカ領内では三・四％、領外では八三・五％、空軍基地外でエクステンションの単位取得が可能なもの (Extension Credit off the Air Force installation: EC) がアメリカ領内では三・九％、領外では〇％、空軍基地でエクステンションの単位取得が可能なもの (Extension Credit on the Air Force installation: BEC) はアメリカ領内では五・一％、領外では八・九％となっている。全体で見ると、およそ九割が、高等教育機関のキャンパス内外での正規課程の単位取得が可能なものとなっているのである<sup>(45)</sup>。エクステンションの単位ではなく、学位取得につながるような正規課程の単位取得が可能なコースが、高等教育機関によって提供されていた。これは、そのようなコースが、空軍兵らには望まれていたことを示唆している。

しかしながら、アメリカ領内ではともかく、領外では、高等教育機関はどのようにアメリカの空軍兵士に正規課程のコースを提供し得たのであろうか。表1は、このパンフレットに掲載された、領外での高等教育機関のリストである。

これによれば、アラスカではアラスカ大学 (University of Alaska)、中米ではレイジアナ州立大学 (Louisiana State

University) とフロリダ州立大学 (Florida State University)、ハワイではハワイ大学 (University of Hawaii)、とアメリカの高等教育機関の名前が挙がっている。それ以外の地域では、メリーランド大学、アジア地域に関してはカリフォルニア大学 (University of California) が挙がっている。現地の高等教育機関としては、わずかにフィリピン大学 (University of Philippines)、上智大学 (Sophia University) および南山大学 (Nanzan University)、またイングランドでマンチェスター大学 (University of Manchester) の名前が見えるのみである。つまり、アメリカ本土から離れた地域に関しては、現地の高等教育機関の協力を得られるケースは稀であり、メリーランド大学とカリフォルニア大学が専ら担っていたといえる。

このうち、カリフォルニア大学が提供するコースのみが、エクステンションのコースであり、それ以外は正規課程のコースとなっている。南山大学ID関連の史料には、メリーランド大学の名前がしばしば出てくることから、一九五〇年代半ばあたりから、カリフォルニア大学が撤退し、メリーランド大学がそれに取って代わったのではないかと考えられる。<sup>(46)</sup>そして、その背景には、カリフォルニア大学がエクステンションのコースしか提供していなかったことが考えられることや、カリフォルニア大学内部で、エクステンション事業をめぐって何らかの問題が生じたのではないかと思われる。

日本国内の米軍基地に関していえば、ほとんどがカリフォルニア大学によるエクステンションのコースであった中で、上智大学国際部や南山大学IDによる正規課程のコース提供は、魅力あるものであったと思われる。そのことは、例えば上智大学国際部のパンフレットに、「コースは、アクレディットされたアメリカの大学で提供されているものに対応するようにデザインされている」と記載されていることにも見て取れる。学位取得につながる正規課程のコース提供が求められ、かつそれはアクレディテーションによって保証されるものであったのである。

Sonderestom AB	University of Maryland	BRC	8	30
Thule AB	University of Maryland	BRC	8	83
Strategic Air Command				
Hedquarter 7th AD, South Ruislip, England	University of Maryland	BRC	8&16	420
Ramey AFB, Puerto Rico	Florida State University	BRC	8	60
US Air Forces in Europe				
England				
Bentwaters	University of Maryland	BRC	8	64
Burtonwood	University of Maryland	BRC	8	101
	University of Manchester	BRC	25	10
Chelveston	University of Maryland	BRC	8	17
Denham Studios	University of Maryland	BRC	8	236
Molesworth	University of Maryland	BRC	8	48
Sculthorpe	University of Maryland	BRC	8	115
Shaftesbury	University of Maryland	BRC	8	16
Shepherds Grove	University of Maryland	BRC	8	44
South Ruislip	University of Maryland	BRC	8	493
Wethersfield	University of Maryland	BRC	8	99
Wiltshire	University of Maryland	BRC	8	17
Wimpole Park	University of Maryland	BRC	8	19
France				
Bordeaux	University of Maryland	BRC	8	22
Chateauroux	University of Maryland	BRC	8	46
Haute-Marne	University of Maryland	BRC	8&16	30
Laon	University of Maryland	BRC	8	16
Paris	University of Maryland	BRC	8	15
Toul-Rosieres	University of Maryland	BRC	8	40
French Morocco				
Nouasseur	University of Maryland	BRC	8	108
Rabat	University of Maryland	BRC	8	23
Sidi Slimane	University of Maryland	BRC	8	38
Germany				
Berlin	University of Maryland	BRC	8&12	10
Bitburg	University of Maryland	BRC	8&16	34
Birkenfeld	University of Maryland	BRC	8&16	34
Erding	University of Maryland	BRC	8&16	53
Freising	University of Maryland	BRC	8	12
Furstenfeldbruck	University of Maryland	BRC	8, 12&16	67
Hahn	University of Maryland	BRC	8	30
Landsberg	University of Maryland	BRC	8	54
Landstuhl	University of Maryland	BRC	8	24
Munich	University of Maryland	BRC	8	20
Ramstein	University of Maryland	BRC	8&16	57
Rhein/Main	University of Maryland	BRC	8&16	239
Sembach	University of Maryland	BRC	8	23
Spandahlem	University of Maryland	BRC	8	11
Wiesbaden	University of Maryland	BRC	8&16	224
Libya				
Tripoli	University of Maryland	BRC	8&16	77
Saudi Arabia				
Dhahran	University of Maryland	BRC	12	22
Scotland				
Kirknewton	University of Maryland	BRC	8	65
Wales				
Flintshire	University of Maryland	BRC	8	33

出所 : Civilian Schools Which Offer Classes Attended By Air Force Personnel II In Overseas Areas, *Air Force Pamphlet AFP34-2-3, Civilian School Program for Air Force Personnel*, Department of the Air Force, 1 September 1955., pp.14-16 より作成 (ただし、中等教育レベルの教育機関は除く)。

アメリカ高等教育におけるアクレディテーションの展開と戦後日本における米兵教育

表1 アメリカ領外で空軍関係者にコースを提供する民間教育機関

基地名	教育機関名	プログラムの種類	学期の長さ(週)	学期ごとの平均登録者数(人)
Alaska Air Command				
Eielson AFB	University of Alaska	BRC	13	54
Elmendorf AFB	University of Alaska	BRC	13	180
Ladd AFB	University of Alaska	BRC	13	124
Caribbean Air Command				
Albrook AFB	Louisiana State University	BRC	8	31
	Canal Zone Junior College	RC	16	20
Far East Air Forces				
Anderson AB	University of California	BEC	8	58
Ashiya AB	University of California	BEC	8	36
Brady AB	University of California	BEC	8	21
Chitose AB	University of California	BEC	8	16
Clark AB	University of Philippines	BRC	17	370
FEAMCOM AB	University of California	BEC	8	24
	Sophia University	RC	17	53
FEAF Base	University of California	BEC	8	8
	Sophia University	RC	17	101
Fuchu AB	Sophia University	RC	17	7
Itami AB	University of California	BEC	8	4
	University of California	BEC	8	22
Itazuke AB	University of California	BEC	8	10
	University of California	BEC	8	22
Johnson AB	University of California	BEC	8	24
	Sophia University	RC	17	10
	University of California	BEC	8	17
Kadena AB	University of California	BEC	8	28
	University of California	BEC	8	31
Miho AB	University of California	BEC	8	25
Misawa AB	University of California	BEC	8	37
Nagoya AB	Nanzan University	RC	12	50
Naha AB	University of California	BEC	8	14
Shiroy AB	University of California	BEC	8	21
	Sophia University	RC	17	9
Tachikawa AB	University of California	BEC	8	41
	Sophia University	RC	17	25
Taegu AB	University of California	BEC	8	13
	University of California	BEC	8	11
Yokota AB	University of California	BEC	8	23
	Sophia University	RC	17	5
Military Air Transport Service				
Azores ATS, Azores	American International College	BRC	12	162
Hickain AFB, Hawaii	University of Hawaii	RC	18	129
	University of Hawaii Extension Division	BRC	18	2
Iceland ADF, Keflavik, Iceland	University of Maryland	BRC	8	83
Kindley AFB, Bermuda	American International College	BRC	12	93
Prestwick Airport, Scotland	University of Maryland	BRC	8	40
Tokyo International Airport	University of California	BEC	8	12
	Sophia University	RC	16(マ)	20
Northeast Air Command				
Ernest Harmon AFB	University of Maryland	BRC	8&16	85
Goose AFB	University of Maryland	BRC	8	38
McAndrew AFB	University of Maryland	BRC	8	35
Narsarssuak AB	University of Maryland	BRC	8	34
Pepperell AFB	University of Maryland	BRC	8&16	122

表2 職業別在学者数（上智大学国際部）

	1965年9月	1966年1月	1966年4月	1966年9月	1967年1月	1967年4月	1967年9月
Air Force	102	92	82	121	90	63	92
Army	30	22	29	42	36	40	46
Navy/Marines	16	23	20	25	19	24	38
Air Force civilian	9	5	6	5	3	2	3
Army civilian	13	11	10	9	8	7	7
Navy civilian	3	3	3	2	3	1	3
school teacher	3	2	0	9	7	1	16
Civilians	295	283	246	310	298	308	397
VA students	5	6	6	32	32	38	37
Air Force dependent	84	89	56	98	69	46	46
Army dependent	24	23	14	20	21	12	26
Navy dependent	45	46	24	34	34	31	33
Air Force civilian dependent	7	8	8	3	10	9	13
Army civilian dependent	10	11	8	11	17	12	24
Navy civilian dependent	0	0	0	2	2	3	5
others	1	0	0	0	0	0	0
N/A	4	3	2	14	9	4	9
total	651	627	514	737	658	601	795

出所：SUMMARY STATISTICS ON ENROLMENT IN INTERNATIONAL DIVISION (SEPT. 1965 - SEPT. 1967)（上智大学資史料室所蔵（資料番号 125-001）より作成

南山大学IDは、アメリカ空軍におけるこうした教育ニーズに対応して、開設されたと考えられる。名古屋周辺の米軍基地で発行されていたと思われる、一九四九年一月七日付けの *The Nagoya Nugget* 紙には、南山大学が連邦教育局のアクレディテーションを受けて、授業が提供できるよう、南山大学関係者および第五空軍関係者が検討中と報じられている。ここでは、アクレディテーションが行われることによって、南山大学でのコースの履修が、アメリカのカレッジでの学士号取得に必要な単位取得を可能にすることが論じられている。また、この記事からは、現役で軍務に服する米兵に、学士号取得を可能にするための措置という目的が第一であって、退役軍人がGIビルによって学ぶことを可能にする措置については、二次的な目的であったことが推測される。<sup>(48)</sup>

実際に南山大学IDの受講者のうち、どのくらいが空軍関係者であったかを示す統計資料は確認できていないが、若干の民間人の受講者も見られるが、ほとんどは名古屋周辺に駐留していた空軍の米兵であったと思われる。一方、上

智大学国際部については、一九六〇年代後半という少し遅い時期のデータではあるが、職業別に在学者の内訳をみると、「民間人」を除けば、米軍関係者と思われる職業の者が多くを占めているおり、中でも空軍兵が受講者の多くを占めていることが分かる（表2）。また、数は多くはないが、退役軍人学生（VA students）も在学していたことが分かる。

上智大学国際部の後身に当たる比較文化学部の歴史について記述した資料によれば、一九四九年の国際部創設の理由の一つに、米軍関係者の大学教育に対するニーズに対応するため、が挙げられており、一九六〇年代には、米軍関係者が減少し始め、代わって外交関係者やビジネスマンとその家族が増加してきたとされている。<sup>19</sup> こうしたことから、一九五〇年代の上智大学国際部においても、空軍関係者の在籍が多かったと類推することができる。

以上の分析から、次のように考えることができるであろう。第二次大戦による兵役に対する恩恵としてGIビルが制定され、それを用いて高等教育に進学する者が多く生み出されただけでなく、軍務を継続する者に対しても高等教育機会を提供する必要性が生じた。とりわけそれは、兵士の学歴水準が相対的に低かった空軍において顕著であった。そのため、エクステンションのコースではなく、正規課程のコースが望まれたために、カリフォルニア大学が提供することがなかった正規課程のコースを、日本国内の近郊の米軍基地に属する米兵らに対して、上智大学国際部や南山大学IDは提供したのである。そこで提供されるコースが正規課程であるということは、アメリカの高等教育機関へ編入する際に読み替え可能であるということを意味し、それはこれらの教育組織のアクレディテーションによって保証されるものであったのである。

## おわりに

元来、入学基準や学位の水準によって、教育機関の等価性を保証し、ひいては教育機関の質を一定に維持するという機能を果たすものとして導入された、アクレディテーション・システムは、特に第二次世界大戦を契機として、アメリカ国外をも含めた広範な学生の移動にも対応するべきものとして、重要性を高めていった。その影響は、南山大学IDや上智大学国際部にも及んでいたのである。

しかし、当時の日本の高等教育機関にとっては、アメリカのアクレディテーションが前提としていた社会状況を欠いていたために、アクレディテーションの概念についての理解が困難であっただけでなく、アクレディテーションの元来の機能であった「質の等価性の保証」については、ほとんど考慮が及ばなかったのではないだろうか。<sup>(9)</sup>

その理由の一つとして、一九四七年五月に行われた「第一回大学設立基準設定連合協議会」での講演で、CIEE 高等教育局顧問のイールズ (Walter C. Ellis) が「日本の現在学生の転校は余りないと伺っておりますけれども」と述べているように、日本の高等教育においては、学生の教育機関間の移動が一般的ではなく、「質の等価性の保証」は、学生の属する教育機関の活動内容という以上に、学生に対する入学試験によってなされるものであったということが考えられる。

だが、一九四〇年代から一九五〇年代にかけてのアメリカでは、今日と比較すれば、高等教育機関の質の維持や向上といったこと以上に、入学基準や編入、単位の互換性の問題など、アクレディテーションのそもそものおこりに際して問題となっていたことがらへの解決策としての意味が、まだまだ根強かったのではないか。実際、イールズの講演でも、アクレディテーションのメリットとして、学生の進学や転学などの際に、あるいは大学間の交流に

役立つことが挙げられており、各大学の質向上や高等教育全体の質向上が必ずしも中心的なものとして論じられているわけではない。<sup>(35)</sup>

文部省の中央統制を排除し、教育機関の自主性を尊重して、多様な教育機関間の質を保証し、その向上を図るという意図で、アクレディテーションの導入が推し進められたのであれば、それは、高等教育だけでなく、中等教育にも必要なものではなかったのか。とりわけ、アメリカで、アクレディテーションが中等教育にも関わるものであることをふまえるならば、なおさらそのような疑問を禁じ得ないのである。

筆者はここに、イールズが「アメリカの学生が沢山日本の大学基準を適用された大学にきて勉強することを望みます。．．．私が日本に来る前にこの留学の問題につきまして沢山のアメリカの学生がいろいろの話をもち込んできました<sup>(36)</sup>」というような、日本の高等教育機関で学ぶことについてのアメリカ側のニーズが、日本の高等教育におけるアクレディテーションの必要性を高めていたのではないか、との仮説を提起し、今後の検討課題としたいと思う。



- (1) 林雅代「南山大学インターナショナル・デイヴィジョンの開設と終焉」『アルケイア』第一号、三八―七八頁、および『南山学園史料集』三、南山大学インターナショナル・デイヴィジョン史料集上』南山学園、二〇〇八年、『南山学園史料集四』南山大学インターナショナル・デイヴィジョン史料集下』南山学園、二〇〇九年の解説を参照。
- (2) 新堀通也「アクレディテーションとアメリカの高等教育」天城勲・慶伊富長編『大学設置基準の研究』東京大学出版会、一九七七年、三五―七五頁、金子忠史『変革期のアメリカ教育―大学編―』東信堂、一九八四年、前田早苗『アメリカの大学基準成立史研究』東信堂、二〇〇三年、犬塚典子『アメリカ連邦政府による大学生経済支援政策』東信堂、二〇〇六年。
- (3) 日永龍彦「戦後改革期における大学のアクレディテーションに対する理解」『大学評価研究』第七号、九三―一〇一頁。
- (4) 新堀、前掲、金子、前掲、前田、前掲。
- (5) 新堀、前掲、四〇―四三頁。
- (6) 同上、四四―四六頁。
- (7) Federal Security Agency of U.S. Office of Education, 1940, *Collegiate Accreditation by Agencies within the States*, Bulletin, No.3, pp.7-8.
- (8) 新堀、前掲、五六―六一頁。
- (9) 新堀、前掲、四七―四八頁。
- (10) 同上、五一―五二頁。
- (11) 同上、五三―五四頁。
- (12) 同上、四八頁。
- (13) 同上、四九頁。
- (14) Mahoney, Kathleen, 2003, *Catholic Higher Education in Protestant America: The Jesuits and Harvard in the Age of University*. The Johns Hopkins University Press, pp.6-14.
- (15) Gleason, Philip, 1995, *Contending with Modernity: Catholic Higher Education in the Twentieth Century*, Oxford University Press, pp.41-42.
- (16) 林、前掲、四二―四六頁。また、『南山学園史料集』三、南山大学インターナショナル・デイヴィジョン史料集上』南山学園、二〇〇八年掲載の史料三〇―五三を参照。
- (17) Program of Affiliation, The Catholic University of America, 1955 (南山大学史料室所蔵), pp.1-2.
- (18) 金子、前掲、前田、前掲、犬塚、前掲。
- (19) Jennings B. Sanders, 1959, The U.S. Office of Education and Accreditation., in *Accreditation in Higher Education*, U.S. Department of Health, Education, and Welfare, Office of Education., pp.15-21, pp.18-19.

- (20) Ibid.
- (21) Seldon, William K., 1960, *Accreditation: A Struggle over Standards in Higher Education*. Harper & Brothers Publishers, pp.71-72. 244  
 び、新堀、前掲、三五―七五頁、六三―六四頁参照。
- (22) Seldon, p.74、および、新堀、前掲、六四頁。
- (23) 犬塚、前掲、四一頁。
- (24) 同上、四七―五〇頁。
- (25) The Commission on Organization of the Executive Branch of the Government, Reorganizations of Veterans' Affairs: A Report of the Congress, February, 1949, pp.17-19.
- (26) Selected reports of cases before the Veteran's Education Appeals Board, September 5, 1950 – October 27, 1957, with the rules of practice and acts of Congress relating to the Board, 1957.
- (27) 犬塚、前掲、五〇―五三頁。
- (28) Seldon, pp.74-75、および、新堀、前掲、五二頁。
- (29) H. Orlans, 1975, *Private Accreditation and Public Eligibility*, D.C. Health and Company. p.38.
- (30) Ibid.
- (31) 新堀、前掲、五四頁。
- (32) Orlans, p.38-41.
- (33) *Guide to the Evaluation of Educational Experience in the Armed Services*. The American Council on Education, 1978. A1. 54  
 一九四五年の時点では、「アクレディテーション」という用語は、現在ほど限定的な意味で用いられていたわけではなく、等価性を判断することを指し、evaluationなどと同義であったのではないかと考えられる。ただし、この委員会は一九七四年には、Committee of Educational Creditと改称していることから、その中には、「アクレディテーション」の語の「等価性の判断」といった意味合いが薄れるか、ないしはこの言葉は高等教育機関の適格性に関するものへと、より限定的に使用されていくようになるのではないか、と思われる。
- (34) 新堀、前掲、六七頁。
- (35) 同上、六五―六六頁。
- (36) William K. Seldon, 1959, *The National Commission on Accrediting, in Accreditation in Higher Education*, U.S. Department of Health, Education, and Welfare, Office of Education, pp.22-28, pp.24-26.
- (37) 犬塚、前掲、五〇頁。なお、おそらく、現実には、教授言語等受け入れ態勢の問題から、実際に退役軍人学生を受け入れた教育機関は、上智大学以外にはなかったのではないかと思われる。
- (38) Sophia University Bulletin International Division 1954 (南山大学史料室所蔵)、p.3.
- (39) INFORMATION ON EDUCATION IN FOREIGN COUNTRIES UNDER THE VETERANS' READJUSTMENT ASSISTANCE ACT OF 1952 (PL 550, 82D CONG.) Veterans Benefits Office, Veterans Administration, July 17, 1956 (南山大学史料室所蔵)。

- (40) 林、前掲、五八頁。また、『南山学園史料集三 南山大学 インターナショナル・デイヴィジョン史料集上』南山学園、二〇〇八年掲載の史料五六を参照。
- (41) ROTCについては、犬塚、第二章を参照。
- (42) 源田孝『アメリカ空軍の歴史と戦略』芙蓉書房出版、二〇〇八年、一二七頁。
- (43) J.W.マズランド・L.I.ラドウェイ(高野功訳)『軍人と学問』陸上幕僚監部、一九六一年、三〇九―三二二頁。
- (44) AIR FORCE PAMPHLET AF134-2-3 CIVILIAN SCHOOL PROGRAM FOR AIR FORCE PERSONNEL, Department of the Air Force, 1 September 1955 (南山大学史料室所蔵)、p.1.
- (45) Ibid.
- (46) メリーランド大学ユニバーシティカレッジのホームページによると、世界各地で非伝統的な学生に対して教育機会を提供するようになったのは、一九四七年の College of Special and Continuation Studies の設立によってであり、アジアでプログラムを開始したのは、一九五六年となっている。http://www.asia.umuc.edu/about/history.cfm。また、このことは、アメリカの高等教育機関が米軍に教育機会を提供することで、正規課程とエクステンションの関係に再編成が起こったことを示唆しているが、これについては稿を改めて検討したい。なお、IDが一九六〇年にいったん終焉を迎えて、再度形を変えて発足したと推測させる史料には、メリーランド大学との連携を
- 示唆する文言が記されている。林、前掲、五五―五六頁。また、『南山学園史料集3 南山大学インターナショナル・デイヴィジョン史料集上』南山学園、二〇〇八年掲載の史料一六四を参照。
- (47) Sophia University Bulletin International Division 1954、p.6 (南山大学史料室所蔵)。なお、南山大学IDでのコース提供に際して、アクレディテーションの必要性が意識されていたことは、いくつかの史料から分かる。例えば、IDのインフォメーションパンフレットの草稿には、「南山大学で取得された単位は、アクレディットされたアメリカのカレッジで読替可能である」とされている(『南山学園史料集三 南山大学インターナショナル・デイヴィジョン史料集上』南山学園、二〇〇八年掲載の史料一三)。ただし、この記述は実際に発行されたパンフレットでは後退し、南山大学は政府によって認定 (recognize) された教育機関であり、私立大学協会の会員校であるというものにとどまっている(史料一四)。
- (48) 林、前掲、四〇頁、および『南山学園史料集三 南山大学 インターナショナル・デイヴィジョン史料集上』南山学園、二〇〇八年掲載の史料三を参照。なお、日永は、大学基準協会設立の動きが起こっていた当時には、アクレディテーションはもっぱら民間団体が行うものというのではなく、州政府など他にもアクレディテーションを行う機関があり、民間団体が行うというやり方は最先端だったのでないかと指摘

している。実際、この当時の史料を見ると、多様な機関がアクレディテーションを行いうる存在であったことが分かる。ゆえに、南山大学関係者や第五空軍関係者が、連邦政府によるアクレディテーションの可能性を追求していたことは、当時としてはあながち的外れなこととはいえないのではないかと思われる。

(49) HISTORY OF THE FACULTY OF COMPARATIVE CULTURE,  
上智大学資史料室所蔵(資料番号二二五—〇〇四)。

(50) 大学基準協会の成立過程については、田中征男『戦後改革と大学基準協会の形成』大学基準協会、一九九五年を参照。

(51) イールズ「大学設置基準適用について(抄)」昭和二二年五月二二日『資料にみる大学基準協会五十年の歩み』財団法人大学基準協会、一九九七年、一三—三三頁、二八頁。

(52) 同上、二七—二九頁。

(53) 同上、二九頁。

# The Development of Accreditation in American Higher Education and Education of American Military Personnel in Postwar Japan

HAYASHI Masayo

## Abstract

This paper argues what the development of accreditation in American higher education implied in the American context from the end of nineteenth century to the postwar era in terms of its influence on the postwar Japanese education.

Accreditation occurred out of the expansion of higher education and the increased students mobility in the American higher education. In this context, accreditation was to assure equivalence among secondary and post secondary educational institutions, in terms of requirements in admission and diploma. The education of American military personnel, especially Air Force personnel by the international divisions of Sophia University and Nanzan University corresponded to the growing importance of accreditation in American higher education which experienced the need for quality control through the growth of untraditional students and role of the federal government by GI bill.